

林俊夫・弁護士著 暮らしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」2009 年 1 月号を読む

正月の歌留多(かるた)に倣って、思いつくままに法格言集・箴言(しんげん)集を作ってみた。

林俊夫

法格言かるた

- (1) 「い」一方を聴いて双方を裁判するなかれ (イタリア法)
「ろ」ローマ法によってローマ法の上に (イェーリング)
「は」罰せられるべきは行為ではなく行為者である
(リスト)
「に」任意法規よりも当事者の合憲が尊重される
(契約自由の法理)
「ほ」法の不知は許さず (ローマ法)
「へ」弁護士多ければ訴訟多し (英法)
「と」特別法は一般法に優先する (法原理)
「ち」力は正義である (法実力説)
「り」倫理の最小限度が法である (イェリネック)
「ぬ」盗人はいつでも遅滞とみなされる (不法行為債務の遅滞時期)
「る」類推解釈は禁止される (罪刑法定主義)
「を」オピタ・ディクタム (判決の傍論)
「わ」わが法典は失われた (ナポレオンの解釈学に対する嘆き)
「か」各人に各人の物を与えよ (アリストテレスの配分的正義)
「よ」善き法律家は、悪しき隣人なり (英法)
「た」民をして依(よ)らしむべし、知らしむべからず
(江戸の法)
- (2) 「れ」レイシオ・デシデンダイ (判決理由)
「そ」訴訟に依って富める者なし (独法)
「つ」剣(つるぎ)と秤(はかり)、そして目隠し
(正義の女神像)
「ね」年度独立の原則 (会計法学)
「な」何人も訴人と判官を兼ねること能(あた)わず
(プルターク)
「ら」濫用は許さず (権利濫用の法理)
「む」無罪の一人が苦しむより、有罪の十人が逃れる方がよい
(英法)
「う」訴えを好む者は財産少なく、医を好む者は健康少なし
(英法)



- 「ゐ」 インズ・オブ・コート (法曹学院)
- 「の」 後(のち)の法が、前の法を廃止する (法原理)
- 「お」 行われざる法あるは法無きに如(し)かず
(デンマーク法)
- 「く」 クリーン・ハンズの原則 (法の遵守者だけが法的保護を受けるという英法)
- 「や」 夜警国家から福祉国家へ (近代と現代の国家像)
- 「ま」 貧しき者の子らを守り、悪人を罰せよ(英裁判所)
- 「け」 権利の上に眠る者は保護されず (消滅時効の原理)
- 「ふ」 不明確・漠然性のゆえに無効 (米判例)
- (3) 「こ」 国王は死せず (英法)
- 「え」 エクイティ (英国の衡平法)
- 「て」 天墮(お)つとも正義は行わるべし (カント)
- 「あ」 悪法も法なり (法実証主義)
- 「さ」 三方一両損 (大岡越前)
- 「き」 緊急は法をもたない (緊急避難の法理)
- 「ゆ」 ユウリスプルデンツ (Jurisprudenz) (独語で法解釈学。Jは法を表すことがある)
- 「め」 目には目を、歯には歯を (タリオの法)
- 「み」 身分から契約へ (中世法から近代法への転換を示すメインの言葉)
- 「し」 社会あるところ、すなわち法あり (ローマ法)
- 「し」 S(刺激)×P(裁判官の人格)=D(判決)
- 「ひ」 引き返すための黄金の橋 (中止犯の政策原理)
- 「も」 目的は平和であり、法律は徳を目的としない
(ルソー)
- 「せ」 占有は権証に等し (英法)
- 「す」 全ての権力は腐敗する、絶対権力は絶対的に腐敗する
(英アクトン卿)
- 「ん」 権利のための闘い (イエーリング)



あくまで自家製の不完全なものであるが、何かの参考になればと思う。

<コメント>

- 林俊夫は、ペンネーム、森圭司として、司法試験受験生を指導。司法試験受験教科(六法)の法律書、数十冊を出版。開倫塾でも、創業期に大活躍しました。
- この「法格言かるた」は、法律をこれから学ぶ方だけでなく、ある程度学んだ方にとっても、参考になる格好の「法学入門」と考えます。
- 初学者は、知っているものにチェックを。また、ベテランは、自分のことばで言えるか、「深い理解」のチェックにお役立てください。

2024年4月30日(火)林明夫